

2022年12月22日

## 「特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案等」についての意見

(連絡先)

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町 258 番地  
コープ御所南ビル 4 階  
京都府生活協同組合連合会  
会長理事 西島 秀向  
電話:075-251-1551 FAX:075-251-1555

### 1. 特定商取引に関する法律施行規則案「第8条3項」について

#### 【意見の趣旨】

電磁的方法により、書面に代えて書面に記載すべき事項を提供する場合には、これまでの書面と同様の一覧性・明瞭性が確保される状態で提供される必要があることから、施行規則案第8条3項において、「申込みをした者が当該事項を明瞭に読むことができるように表示しなければならない」としたことに賛成します。

#### 【意見の理由】

本政省令案については、参議院令和3年6月4日附帯決議に基づき、消費者庁において「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会」が開催され、消費者団体・事業者団体・学識経験者による議論を積み重ね、検討会報告書がまとめられました。

同報告書において、電磁的方法による提供の手順として「その提供方法に応じた形で注意事項を明示すべきであり、たとえば電子メールによる提供の場合は、件名表示を、消費者にその重要性を認識できるようなものにするとともに、本文冒頭で、より詳しい注意事項を記載すべき」とされています。

この点、施行規則案第8条3項において、「申込みをした者が当該事項を明瞭に読むことができるように表示しなければならない」としたことは、上記検討会報告書の提案の趣旨を明示したものとして賛成します。

但し、表示に関して、件名表示は消費者にその重要性を認識できるようにすることに加え、本文冒頭で、①契約を特定する事項(契約申込日・商品名・代金額・事業者名)、②添付した電子データが契約書面に代わる重要なものであること、③クーリング・オフに関する表示については、赤字・赤枠で他の活字よりも大きなポイントで表示し、起算日の説明等も表示しなければならないことを施行規則等において明確に規定してください。

## 2. 特定商取引に関する法律施行規則案「第10条1項4号」について

### 【意見の趣旨】

改正案では、法第4条第2項の規定による、電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な電子計算機として、その映像面の最大径をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値が5以上(4.5=11.43cm)であるものに限るとしてはありますが、これではほとんどのスマートフォンが対象機器として許容されることとなり適切ではありません。

### 【意見の理由】

検討会報告書では、消費者及び保有機器の適合性として、「書面並みの一覧性(=面積)を有する形で交付書面と同様の内容について表示可能な機器を、消費者自らが通常使用できるものとして有すること」とされており、この点からも、少なくとも最大径をタブレットの標準的なサイズである10インチ(最大径22.1cm程度)以上であるものに限るとすべきです。

## 3. 特定商取引に関する法律施行令案「第4条3項」について

### 【意見の趣旨】

電磁的方法による提供を行った場合に、事業者は申込者に対し、書面に記載すべき事項が申込者の電子機器に備えられたファイルに記録されたか否か及び当該事項の閲覧に支障があるか否かを規則案に定める方法(電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法)により確認するものと定めてはありますが、この点は電磁的方法による書面交付を許容するにあたって必要不可欠な義務を定めたものとして賛成します。

## 4. 特定商取引に関する法律施行令案「第2条1号」について

### 【意見の趣旨】

施行令案2条1号の勧誘目的を告げずに電話をかけさせる方法の規定において、電話をかけさせる方法として、新聞、雑誌その他の刊行物への広告掲載や、ラジオ放送、テレビ放送、ウェブページ等の利用が追加されています。現在実際に多発している消費者被害の実態にかんがみ、必要な改正であり速やかに導入されることを求めます。

### 【意見の理由】

現行の施行令2条1号においては、勧誘目的を告げずに電話をかけさせる方法として、電話、郵便、信書便等が規定されており、新聞・雑誌の掲載広告やラジオ・テレビの広告、ウェブページ等により電話をかけることを要請する方法が含まれていないため、上記のような事案において、電話勧誘販売の該当性が否定されてしま

うこととなり、被害実態に十分に対応できていない状況にあります。現在、実際に多発している消費者被害の実態にかんがみ、必要な改正であり速やかに導入されることを求めます。

以上